

市町村における福利厚生事業の状況について

令和4年3月7日
徳島県政策創造部
地方創生局市町村課

1 調査の趣旨

- 地方公共団体が実施する福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体が民間企業と同様に、雇用主として実施しています。これについては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日総務事務次官通知）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日総務事務次官通知）において、「職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施すること」及び「人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表すること」とされています。
- これらの指針を踏まえて、平成30年度に引き続き、全国の都道府県、指定都市及び市区町村を対象にフォローアップ調査が実施されました。この調査の結果に基づき、県内市町村における福利厚生事業の実施状況等について取りまとめを行いました。

2 互助会等に対する公費支出額

市町村計

(単位：千円)

	平成29年度決算	平成30年度予算	令和2年度決算	令和3年度予算
公費支出総額	98,037	96,897	93,952	99,911
【公費率】	【46.7%】	【46.3%】	【45.7%】	【47.0%】

(注1) 互助会等に対する公費支出額には、首長部局、教育委員会及び公営企業からの補助金・委託金等の支出を含む。

(注2) 公費率 = $\frac{\text{公費}}{\text{公費} + \text{会員掛金}}$

3 互助会等に対する公費支出の見直し状況（団体数）・見直し内容

	市町村数						
	見直しを行った団体数						
	見直し内容別団体数						
	互助会等に対する公費支出総額の見直し		互助会等が行う個別事業に対する公費支出の見直し		互助会等に対する補助等の方式見直し ※3		
	公費支出の廃止 ※1	公費支出の削減	公費支出の廃止 ※2	公費支出の削減			
30年度	24	1	0	1	0	0	0
3年度	24	0	0	0	0	0	0

※1 市町村の中には独自互助会と共同互助会2つの互助会に加入している団体がある。当該項目は、独自互助会のみ公費を廃止したが共同互助会については公費を負担している団体も含む。

※2 例えば、実施していた個別事業の廃止や、会員からの掛金のみによる事業への変更など。

※3 例えば、包括補助方式（互助会等の実施事業全体に補助）から事業補助方式（対象事業を特定して補助）への変更など。

4 公費を伴う個人給付事業の実施状況

	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	弔慰金	退会給付金	災害見舞金	医療費補助	入院・傷病見舞金	人間ドック補助	永年勤続給付	保養施設利用補助	レクリエーション補助
30年度	1	1	1	1	1	0	0	0	24	1	23	1
3年度	1	1	1	1	1	0	0	0	24	1	23	1

(注1) 市町村における公費を伴う主な個人給付事業の状況（実施団体数）を示している。

(注2) 公費を伴う個人給付事業とは、会員に対する現金等の直接給付のみならず、例えば、施設利用料の割引（施設に対して差額を補填）等の間接的な給付を含む。

5 互助会等が行う福利厚生事業等の公表状況

公表団体数	媒体			公表内容						
	ホームページ	広報誌	公報	個別事業内容	個別事業実施件数	個別事業実績額	互助会名称	互助会会員数	互助会公費補助等総額	互助会公費補助率
24	21	12	2	9	4	1	22	19	20	10

(注) 福利厚生事業の公表状況とは、令和元～3年度に互助会等において実施された職員に対する福利厚生事業についての令和3年11月30日時点における公表状況。